介護サービス給付費の内訳

高額サービス費 など 19億2,900万円 地域密着型 (7%)サービス 33億4,100万円 (12%)居宅 143億 施設介護サービス 7,900万円 75億2,400万円 (53%)(28%)

> 介護保険の財源(100%) Ш 公費(50%) + 65歳以上のかたの保険料(23%) +

秋田市の第一 一号被保険者の 介護保険料基準額の算出方法

40~64歳のかたの保険料(27%)

秋田市で必要な介護サービスの総費用



65歳以上のかたの負担分(23%)

÷

秋田市内に住む65歳以上のかたの人数

II 年額 74,784円

2018(平成30)年度~2020年度の介護保険料

保険料はみなさんが利用する介護サ ·Ľ スの総費用に応じて決まり、利用料が増 えれば保険料も増える仕組みです

ひと、思い、支え合

問い合わせは 介護保険課へ

で、

介護サービス概要=企画・給付担当☎(888)5674 介護保険料の納付=保険料担当☎(888)5672

> 平成29年度 介 用状況と 護サービ 財源 スの

田

市

の要介護・要支援認定

りです。 たお金(給付費)は約71億7千30万円で、 る費用も年々増え続けています。 に 1 人。 齢者人口 者数は 一度に、 度に比 給付費の内訳は左の円グラフのとお 昨 秋田市で介護サービスに使わ それに伴い、 約9万3千人に対し、ほぼ5人 その割合は、 べて約2億8千万円増えまし 年3月末で1万9千312 介護サービスに係 市の65歳以上の高 平 成 29 28 れ

年

体で支えていく仕組みになっています 負担しており 残り半分を第一号被保険者(65歳以上) 護保険 被保険者(40~64歳)の保険料で 0) 財 高齢者だけでなく、 源は、 半 分を公費 (税 金

す。

て金融機関窓口でお申し込みくださ

保険料の納付方法をご確認ください

|保険料が特別徴収(年金から引き落と に普通徴収(金融機関やコンビニエンス ストアなどでの窓口納付)になります し)のかたでも、 左記の場合は、 一時的

他市町村から転入した 年度の途中で65歳になった 年金が一時差し止めになった 年間の保険料が減額になった など



高齢のかたは、 から窓口納付に変わったことに気づか 納付方法が引き落と

す。 窓口で納付しているかたには、 がない便利な口座振替をお勧め しておきましょう ご家族も保険料の納付方法を確 納入通知書・預貯金通帳・印鑑を持 納め忘れてしまうことがありま 納め忘 ま

> 象者認定書」を交付しています 者控除が適用される「障害者控除 1 在住する65歳以上のかた 平成30年12月31日現在、 市 内に

申請要件(すべてを満たすかた)

認定を受けているかた 要介護または要支援

しているかた(申請後に確認します 市の判定基準を満

②障害者控除が適用される障害者手 ①障害者手帳、療育手帳、 4 次の①か②に該当するかた 帳などの交付を受けているか 付を受けていないかた 保健福祉手帳、戦傷病者手帳の 精神障害者 交

特別障害者に準ずるかた

ジから入手可)、申請者の印鑑、 定申請書(左記の申請場所か市ホームペ 印鑑(申請者が対象者と同じ場合は不要 (申請に必要なもの)障害者控除対象者認 |広報ID番号 1012196 対象者の

辺または雄和の市民サービスセンタ 【申請場所】介護保険課(市役所2階)、 **、問い合わせ**』介護保険課認定担当 河

2(888)5675

*認定結果は、 審査後、申請者に郵送します。

対

税を申告する際に提示すると、

障害

たはその扶養者が、所得税や市・県民

|要介護認定等|を受けている本人ま



市では、お子さんの誕生を祝い、対象となるかたへ2,000円相当のダリア券を贈呈する「ありがとうのダリア」推進事業を行っています。ダリア券には使用期限があります。交換はお早めに! 産業企画課 (888)5724

【ダリア券の使用期限】

2月まで交付を受けた場合=3月31日(日) 3月中に交付を受けた場合=交付後30日以内

【対象者】

- ①秋田市に出生届を提出したかた
- ②里帰りなどで他市町村へ出生届を提出し、母子健康手帳別冊の交付手続きのため来庁した秋田市民のかた

【ダリア券交付窓口】市民課、各市民サービスセンター(中央・東部を除く)、駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所、子ども健康課(八橋の市保健所内) *子ども健康課は②のかたのみ。

【ダリア券の交換】交付の際お知らせする「指定フラワーショップ等」へ、電話でご予約ください(ダリアの入荷まで、約1週間かかります)→指定日にダリア券を持って、予約した店舗で交換してください

秋田市への移住に役立つ情報コーナー 企画調整課 ☎(888)5487 ■■

_ 句は分2000から _ **住こり**分で10 その®

"あきた回帰" キャンペーン" 展開中!



秋田市では県と連携して、県外に進学した学生や県外に住んでいる社会人のみなさんの秋田での就職や定住を応援する「あきた回帰キャンペーン」を実施しています。

秋田を離れて暮らすお子さんやお知り合いのかたに「秋田に戻ってきたら?」と呼びかけていただいたり、「そろそろ秋田に帰ろうかな」「秋田に住んでみたい」というかたに、右の相談窓口を紹介してみてください。

■移住・就職相談窓口を東京と秋田に設置しています■■ -



秋

田

の

移

住

秋

田で

の

就

職

を

全

力

゙゙゙゙゙゚゙゙゚゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゚゚゚

┝

秋田市への移住·就職相談窓口 秋田市移住相談センター

日本都市センター会館11階秋田市東京事務所内(東京メトロ永田町駅すぐ) 問入 0120-99-1101(月~金曜、9:00~17:00)

学生就活サポート·Aターン就職相談窓口

Aターンプラザ秋田

都道府県会館7階秋田県東京事務所内(東京メトロ永田町駅すぐ) 問▶☎0120-12-2255(月~金曜、9:00~17:45)



移住·就職相談窓口

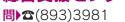
あきたで暮らそう! Aターンサポートセンター

東京交通会館8階ふるさと回帰支援センター内(JR有楽町駅前) 問♪☎080-9292-5195(火~日曜、10:00~18:00)



移住相談窓口

秋田移住定住 総合支援センタ





Aターン就職登録・相談窓口 秋田県ふるさと _{秋田} 定住機構 テル

問 2 (826) 1731



*上記2か所の受付日時は、月~金曜、9:00~17:00。